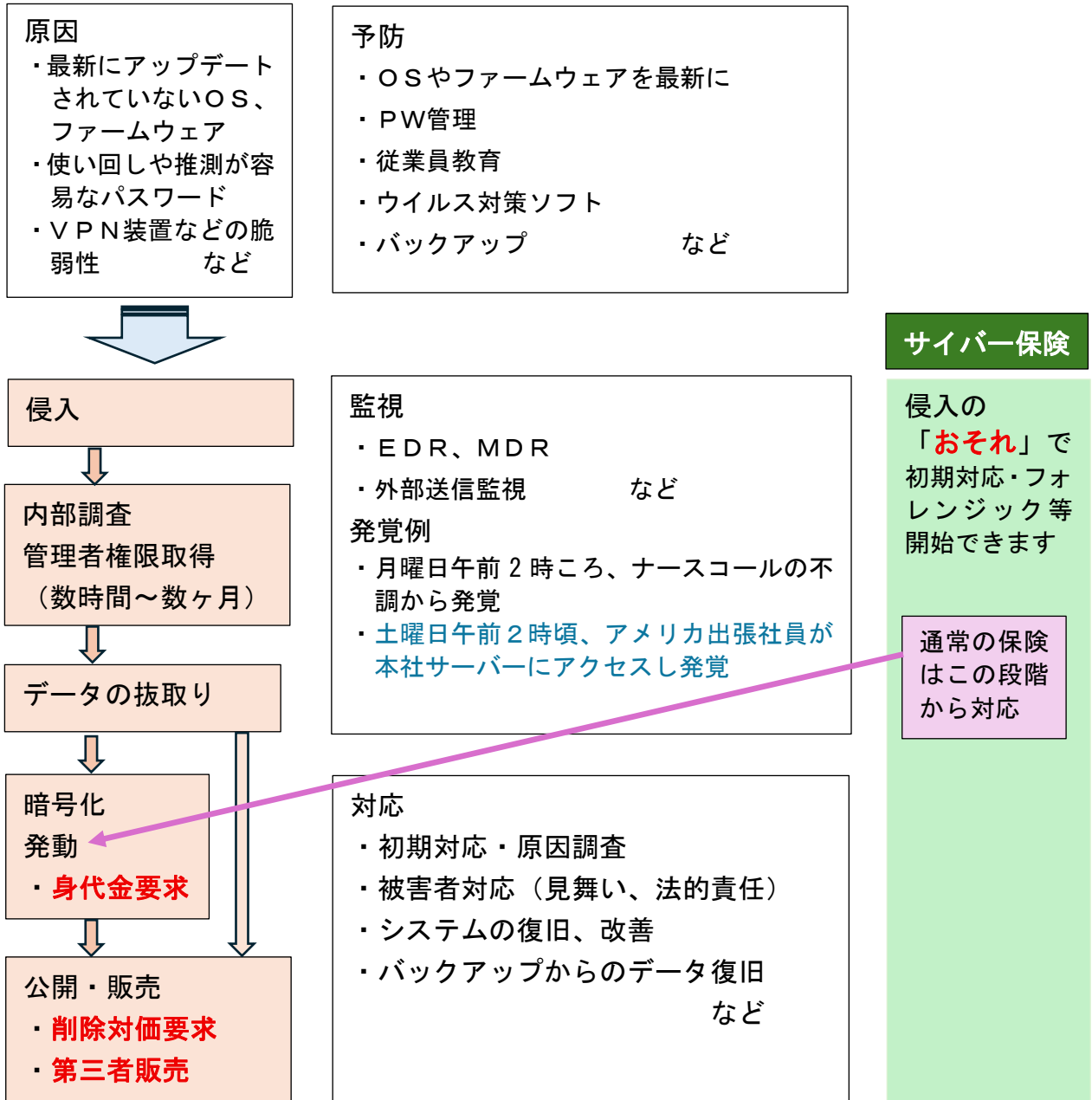


サイバー攻撃と対策

ランサムウェア攻撃の場合



サイバー保険の契約メリット

有事の際はITや法務、広報といった多角的な専門知識が不可欠です。いつ起こるか不明な事態に対し、平時から個別に備えを維持するのはコスト面でも困難ですが、保険ならこれらを一括して外部へ転化できます。

- ・プロの専門業者が初期対応を担うため、**早期復旧**が現実的になります。
- ・状況に応じて最適な専門家を複数手配でき、その**資金確保**も万全です。
- ・優れた費用対効果を誇り、加入した瞬間から守られる**即効性**が魅力です。
- ・一般的に中継地点となった被害者が全責任を負わされがちですが、保険の調停機能を活用すれば、企業間での不毛な責任の押し付け合いを防ぎ、円滑な紛争解決ができる可能性があります。

チャブ保険 | 2024年1月版



Cyber Pro Igniteは、サイバー事故により会社が被るさまざまな損害(費用や損害賠償金など)を包括的に補償する保険です。

年々増加するサイバーリスクは、会社が万全の対策を取っていても防ぎきれないリスクになってきています。ひとたびサイバー事故に遭うと、会社は様々な対応を求められ、損害も多岐にわたります。

● サイバー事故対応と損害のイメージ

1. 事故対応

事故発生のおそれの段階から、原因の特定や被害を最小化するための対応を行います。



- **事故対応費用補償および緊急事故対応費用拡張補償**
事故対応コンサルタント費用
原因を特定するための調査
フォレンジック費用など
- **サイバー恐喝対応費用補償**
身代金の交渉を行うための
コンサルティング費用など

2. 被害者対応・損害賠償責任

情報漏洩被害者への通知・謝罪と被害者からの損害賠償請求に備えます。



- **事故対応費用補償**
情報漏洩被害者への通知費用
見舞金・見舞品費用など
- **情報管理・ネットワークセキュリティ賠償損害補償**
訴訟が発生した際の損害賠償金・
争訟費用

3. 原状回復・再発防止

自社への影響を把握・
損傷データを復旧し、
再発防止を行います。



- **事業中断損害補償**
事業中断事故で失われた営業利益補償
- **データ・システム復元費用補償**
事業中断事故で失われたデータ・システム復元
- **改善費用拡張補償**
最新またはアップデートしたソフトウェアへの交換に要する費用

※上記はすべて想定事例であり、実際の事故時には、保険適用の可否につき個別判断いたします。

● 商品の主な特長

世界各地のさまざまなサイバーリスクに対応しています

チャブ・グループのグローバルネットワークを活用し、日本国内のサイバーリスクに限らず、各国の様々なサイバー事故やデータ保護規制違反などによる監督機関の調査、損害賠償請求等にも対応できます。

さまざまな事故に対応した事業中断損害を補償します

ランサムウェアや標的型メール攻撃など外的要因による損害だけでなく、従業員の人的ミスやプログラムエラーなど内的要因による損害も補償対象となります。また、サイバー事故発生時にその影響を最小化する目的で被保険者が自らシステムを停止したことで被る事業中断損害も補償対象となります。

改善費用をお支払いできます

サイバー事故発生に伴い、ソフトウェアを最新のバージョンに変更するための費用(改善費用)が合理的な場合、この費用に対して保険契約時に設定された金額までお支払いできます。

● 補償内容 (総支払限度額：1億円プランの例)

補償項目 (総支払限度額の内枠)		一般プラン	免責0プラン
事故に対応するための補償	1.1 事故対応費用補償*1*2	1億円	3,000万円*5
	1.4 サイバー恐喝対応費用補償	1億円	3,000万円*5
事業中断リスクから守る補償	1.2 事業中断損害補償*1*3	1億円	3,000万円*5
	1.3 データ・システム復元費用補償*1	1億円	3,000万円*5
第三者に対する損害賠償責任に対応する補償	1.5 情報管理・ネットワークセキュリティ賠償損害補償	1億円	1億円
	1.6 コンテンツ賠償損害補償	1億円	1億円
2.1 緊急事故対応費用拡張補償*4		250万円 (1.1の内枠)*5	
2.2 改善費用拡張補償		250万円 (1.3の内枠)*5	
2.3 サイバークライム損害拡張補償		250万円*5	
2.4 通信損害拡張補償		250万円*5	
PCI DSS損害補償特約		250万円 (1.5の内枠)	
行政上の制裁金補償特約		250万円 (1.5の内枠)	
消費者被害救済基金補償特約		250万円 (1.5の内枠)	

*1 補償項目1.1～1.3の補償期間は180日を上限とします。

*2 事故対応費用のうち、見舞金・見舞品費用のサブ・リミットは事故対応費用補償の支払限度額または1億円のいずれかの低い額とします。

*3 補償項目1.2は、事業中断が12時間(免責時間)を超えた場合のみ補償され、免責金額が適用されます。なお、免責時間内の損害については補償対象外となります。

*4 補償期間は120時間です。また、事故対応においてChubb選定ベンダーを起用する場合にのみ補償対象となります。

Chubb選定ベンダーは右の二次元コードより確認できます。

*5 免責0プランの場合、補償項目1.1～1.4および2.1～2.4の項目別支払限度額を総支払限度額の30%(上限1億円)までの共通限度額とします。

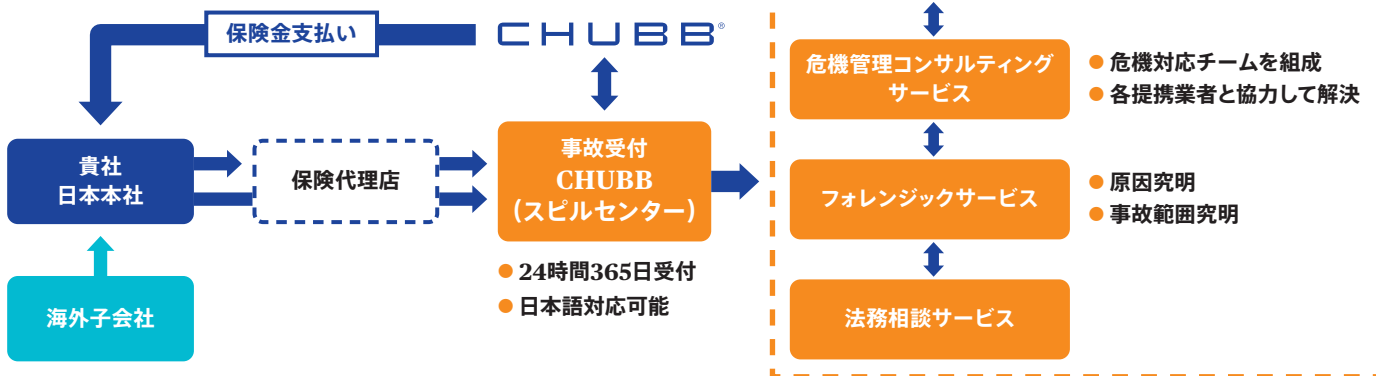


- 放置されたソフトウェア(生産またはサポートが終了しているソフトウェア)に対する攻撃による事故については、自己負担割合とサブ・リミットを設定します。
- 複数の補償項目または拡張担保が対象となる事故が発生した場合は、1事故あたり各免責金額のうち最大の金額が1回適用されます。
- 一般プランは、売上高に応じて免責金額が設定されます。免責0プランは、一般プランに適用される免責金額を0円にしたプランです。ただし、免責0プランの場合でも、補償項目1.5および1.6においては、海外で発生した事故のみ免責金額を別途適用します。
- 損害の額が免責金額を下回る場合でも、事故対応サービスはご利用いただけます。

● 事故対応

万が一の事故の場合には、以下の体制でお客をサポートいたします。

日本国内の事故だけでなく、海外の事故も速やかに対応できるようグローバルなネットワークを展開しております。



※ 事故受付は電話のほか、アプリおよびウェブサイトからでも受け付けております。詳細は約款でご確認ください。

※ 上記は2024年1月時点の内容です。予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。

* このチラシはサイバーリスク保険 Cyber Pro Ignite(サイバーリスク保険普通保険約款、補償内容変更特約(2023)、保険適用地域に関する特約(全世界)、緊急事故対応費用拡張補償特約、PCI DSS損害補償特約、行政上の制裁金補償特約、消費者被害救済基金補償特約等付帯)の概要を説明したものです。保険の詳細については、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、重要事項説明書をご確認ください。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) P&C 本部
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7140 (代)
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2024年1月版
CL242062